

速やかに補償せよ

2005年11月8日、日本の厚生労働省は韓国と台湾、太平洋諸島などのハンセン病被害者らに対しても何らかの方法で補償する旨の方針を示した。

ハンセン病補償法は、日本政府が衷心からの反省に基づき、その誤った絶対隔離政策のすべての被害者に対する人権回復を目的として制定したものである。

日本政府が、我々韓国や台湾の被害者に対して、日本国内の療養所と差別した補償を行うとすれば、真の謝罪と反省を行ったことにはならず、我々の人権回復の願いを踏みにじると共に、平等原則にも反し、到底これを許すことはできない。

日本政府によって運営された韓国のソロクト更生園と台湾の楽生院の入所者は、強制隔離のみならず、強制断種、強制労働など人間として耐え難い苦痛を強いられ、日本国内の療養所の入所者と同等あるいはそれ以上の人権侵害を受けた。

我々はいずれも高齢であり、生きているうちに名誉を回復したいと切に願っている。

速やかな補償が実現されなければ、多くが怨念を抱いたまま最期を迎え、魂も休まることはないだろう。

したがって、日本政府は、速やかに平等な補償を行わなければならない。

我々は日本の厚生労働省に対し、次のように要求する。

1. 日本政府によって運営された韓国、台湾などの療養所入所者らにも日本国内の療養所入所者らと同様の平等な補償を実施せよ。
2. 一日も早い補償を実現せよ。

2005年12月18日

韓国ソロクトハンセン病補償請求団